

7月1日施行

自転車および原動機付自転車(バイク)の 放置防止に関する条例

「八潮市自転車等の放置防止に関する条例」が、今年3月の市議会定例会で可決されましたので、その概要をお知らせします。

条例が作られた理由

8月24日、つくばエクスプレスが開通するとともに八潮駅が開業します。これに伴い、通勤や通学、買物等のために、八潮駅を利用する多くの市民の皆さんが、八潮駅までの交通手段として自転車や原動機付自転車(バイク)を利用するものと思われます。

しかし、全国的にも駅周辺地域では、自転車や原動機付自転車の放置

が多数発生しており、交通安全上の問題など地域住民に様々な弊害をもたらしています。こうした問題は、八潮駅の周辺でも例外なく発生するものと考えられます。

このため、市では「自転車等の放置防止に関する条例」を作り、市民の皆さんにルールを守っていただくことになりました。

条例の目的

道路や広場等の公共の場所、また、公園、公民館等の公共施設への自転車および原動機付自転車(以下「自転車等」とします。)の放置を防止して、良好な生活環境を保持することを目的としています。

条例の主な内容

自転車等の放置禁止および撤去関係

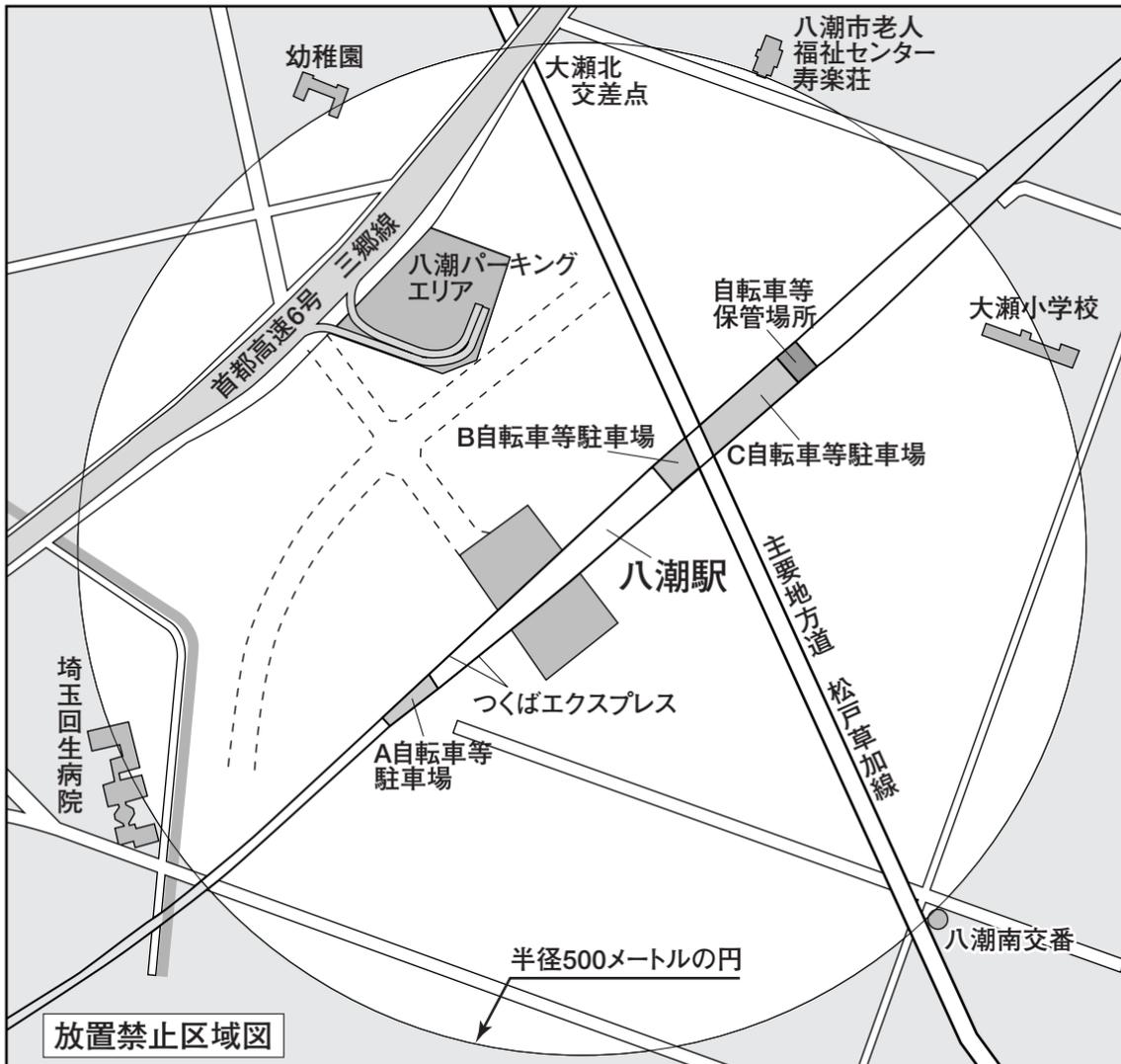
- 1 八潮駅を中心として、おおむね半径500メートル以内が自転車等の放置禁止区域となり、確定次第お知らせします。(下図参照)
- 2 放置禁止区域内で、自転車等の駐車を認められた場所以外の所(車道・歩道等)に駐車している自転車等で、移動の警告をしても一定時間以上駐車している場合には撤去します。
- 3 撤去した自転車等は保管場所に移送し、所有者等へ引き取りの連絡をします。

なお、引き取りする際には、自転車1台2,000円・原動機付自転車(バイク)1台3,000円の費用が必要となります。

ただし、撤去日前に警察署長に盗難届を提出しているなど、特別の理由がある場合には、免除されます。

- 4 撤去した自転車等は、2カ月間保管しますが、その間に引き取りがない場合には処分します。
- 5 条例施行日は、平成17年7月1日です。

※原動機付自転車とは、排気量125cc以下の二輪車です。(道路運送車両法施行規則第1条)



放置自転車等を防止するために、自転車等専用の駐車を整備します

- 自転車等駐車の場所および台数等
放置自転車等を防止するために、八潮駅周辺の鉄道高架下に3カ所の有料自転車等駐車場(合計約4,500台が収容可能)を整備します。(左図参照)
- 自転車等駐車場の運営等
この自転車等駐車場は、(財)自転車整備センターが管理運営に当たります。
- 自転車等駐車場の料金
駐車料金は、まだ決定していませんが、草加市、越谷市、三郷市など近隣市を参考に設定することとなっています。

※自転車等駐車場の料金や駐車申し込みの手続きなどについては、決まり次第お知らせします。

八潮駅や駅前周辺が安全でかつ快適な環境として利用できますよう、市民の皆さんのご協力をお願いします。